

平成30年度施行の国民健康保険制度改革について

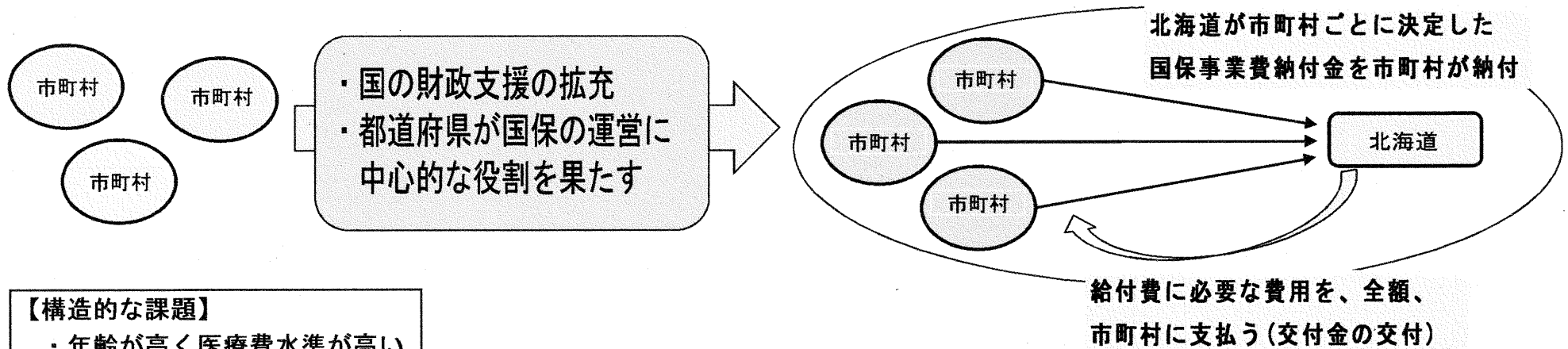
○改革のねらい

基本 国保制度の持続可能性をいかに高めていくのか。

ねらい 国保には負担能力が低い被保険者が多いため、平成27年度に1,700億円の公費拡充、さらに平成29年度から1,700億円の追加公費を充てる。
都道府県単位での財政運営に移行することで規模を大きくして、安定的な財政運営を実現するため。

【現行】 市町村が個別に運営

【改革後】 北海道が財政運営責任を担うなど
中心的役割



【構造的な課題】

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

改革後の国保の運営の在り方について（北海道と市町村のそれぞれの役割）

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道が、道内の市町村とともに、国保の運営を担う ○北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保財政の中心的な役割を担い、制度を安定化 ○北海道が、道内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	北海道の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金を北海道に納付
3. 資格管理		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4. 保険料の決定 賦課・徴収	市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

国保保険料の賦課・徴収の仕組み（イメージ）

